

あおぞら

発行：愛知県被災者支援センター
住所：名古屋市中区三の丸 3-2-1
愛知県東大手庁舎 1階
TEL：052-954-6722
FAX：052-954-6993
開館：月～金 10～17時



防災フェスタ 2011 in テレビ塔 (2011.9.24.)

日程：9月24日(土)10:00～16:00
場所：名古屋テレビ塔
集客数：約2,000名
内容：バザー、各種ブース出展、ステージ企画、テレビ塔屋上展望台より名古屋市観覧、記念写真、東海・東南海・南海地震に備える、生活個別相談会など

生活個別相談会8世帯の方が訪れて相談されました。ほとんどの方が福島県でした。

相談された内容は、① 原発事故損害賠償請求について、② 失業手当、休業補償、傷病手当について、③ 愛知県での住居使用延長について、④ 住んでいないが被災地の家賃を払っている、又はローンを払っているがどうしたらいいの

か、といったものでした。

相談が一番多かったのは、東京電力への原発事故損害賠償請求について、でした。正当な権利を無くすかもしれないので急いで請求しないように、との弁護士からの注意の喚起が多かったようです。「急いで請求してもらった後では、何かあってもそれ以上請求できなくなる可能性があるのでは」と、注意を促していました。

相談に対応されたのは、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、名古屋税理士会の皆さんでした。いつも先生方の皆様には熱心に対応されています。本当に心から敬意を表してお礼を申し上げます。

(愛知県被災者支援センター)

原発損害賠償説明会・相談会 (2011.9.18.)



原発での損害賠償請求について個別に相談する被災した家族＝岡崎市明大寺町で

避難中の被災者対象 弁護士が賠償説明会

岡崎、15世帯30人が参加

西三河地区に避難している東日本大震災の被災者を対象にした原発損害賠償請求の説明会が二十五日、岡崎市明大寺町の県弁護士会西三河支部会館であ

り、十五世帯三十人が熱心に聞き入った。講師の船崎まみ弁護士が、賠償請求の方法や制度を解説。裁判での訴訟と原子力損害賠償紛争解決センターで

の和解手続き、東京電力への直接請求の三つの手段を上げ、「東電と一度、合意すると追加の請求ができないので慎重に」などとアドバイスした。

続いて松岡もと子弁護士が請求の基礎情報となる記録ノートの記入方法を説明し、「放射能の健康被害が出るのは二、三十年後。今のうちに事故当時を思い出して」と強調した。参加者が「請求で東電に提出した資料は戻ってくるのか」と質問する場面もあった。

個別相談もあり、十世帯が利用。福島県双葉町から岡崎市に身を寄せている阿部利一さん(仮名)は「仙台に移って建設業を再開したい。少しでも早く新たな生活をスタートできれば」と話していた。

(中村文人)

地震がおきた時、建物自体は大丈夫でも、多くの家で家具が転倒、落下し、家具の下敷きになったり、割れたガラスなどでケガをしたりします。

また、家具の転倒・落下により、ケガをするだけでなく、倒れた家具により、部屋の出入り口や廊下がふさがれ、避難することが困難になることもあります。日ごろから家具の固定をしたり、配置を考えて地震に備えることが大切です。

これを機会に、一度見直してみませんか？



1 タンス・棚

L字金具などで固定しましょう。支え棒を使用する場合は壁側に設置し、床との間に免震ゴムを手前側（壁の反対側）に入れるとよいといわれています。最近では天井との隙間に入れて転倒を防止する箱も売られています。2段重ねのものは上段と下段のつなぎ目を金具で連結して、両開きタイプの場合は扉が開かないように止め金具を付けましょう。ガラス面には飛散防止フィルムを。

2 本棚

すきまがあると危険です。すきまがあるときはブックエンドなどを活用。本がすべり落ちないように、バンドをかけておくといいでしょう。



3 テレビ

家具の上などには置かず、できるだけ低い位置に固定して置きましょう。またテレビの上はなるべくものを置かないようにしましょう。

4 額縁

チェーンや金具でしっかり固定しましょう。ガラス面には飛散防止フィルムをはるとより安全です。



5 窓

夜はカーテンを引いて就寝しましょう。ガラス面には飛散防止フィルムをはるとより安全です。



7 暖房器具

ストーブは耐震自動消火装置付きのものを使用しましょう。周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう。



8 ピアノ

本体にナイロンテープなどを巻き付け、太めの柱に取り付けた金具に連結し、しっかりと固定しましょう。脚には専用のすべり止め器具を付けましょう（和室用と洋室用の両方が市販されています）

9 冷蔵庫

釘金を通して、壁などに固定しましょう。転倒防止用の専用ベルトが別売されているものもあります。

ふるさと交流会に参加して

8月21日（日）に名古屋市南区で行なわれたふるさと交流会に、協力団体のひとつ「市民が作る災害に強いまちづくりの集い」のメンバーとして参加された松原 真奈美さんから、感想が送られてきたのでご紹介します。

実行委員会に一度しか参加できなかった私でしたので、当日の動き方の見通しが持ちにくく、受付では要領よくできなかったこともありましたが、大雨の中を参加者の皆さんが来てくださる姿に、ここでの時間を有意義に過ごしていただきたいとの思いでいっぱいになりました。

交流タイムでは、記録係をしました。参加者みなさんから直接聞くお話は、テレビや新聞で見るのとは現実感が違い、特に県外避難を決断されたのは、「子どものために」という思いがひしひしと伝わってきました。

乳児を抱えていたり、持病を持ちながらのこちらでの暮らし。それぞれの家族には個別のニーズがあります。生活の基盤となる仕事探しも、いつまでこちらで生活しなければな

らないのか不透明な中では、探すのが難しいことを現実感を持って聞きました。

時間が足りないほど皆さんは、たくさんお話しをしてくださいました。

その間、子どもたちは保育者や学生ボランティアさんと元気に遊んでいましたが、子どもたちの姿、笑顔を見ると、これから先のさまざまな苦労も思われて、切ない気持ちになりました。

現実には皆さんと触れ合うことを通して、私の中の震災に対する思いも現実味を帯び、これからもできることを精一杯していきたいと思いました。

市民が作る災害に強いまちづくりの集い
松原 真奈美



生活支援物品について

9月9日（金）に生活支援物品（カーテン・子ども用紙おむつ）のご案内をしたところ、84件のお申込みがありました。品目によっては、応募多数のため抽選となり、ご希望どおりの物品をお届けできなかった方もいます。ご理解の程お願い申し上げます。

また、愛知県被災者支援センターでは「掃除機がなくて困っている。」という声を多く聞くことから、現在掃除機を集める取組みを行っています。多くの方からご寄贈を賜り、20台を超える数が集まりましたので、今回、提供のご案内

内をいたします。応募多数の際は、抽選となりますが、掃除機がなくてお困りの方はお申込みください（メーカー・機種等の指定はできません）。詳細は、同封の「生活支援物品提供のご案内」をご参照ください（10月21日（金）17:00 締切）。

急に気温が下がってまいりました。現在、当センターでは暖房器具を集める取組みも進めています。準備が整いましたら、ご案内をいたします。

被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域などで雇用保険の給付日数を再延長
～ 10月1日以降、さらに90日分を延長～

厚生労働省は、雇用保険法第25条（広域延長給付）の規定に基づき、震災被害が大きく特に雇用情勢が厳しい、被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域などの市区町村に住む求職者に対して、雇用保険の給付日数を90日分延長します。期間は平成23年10月1日から平成24年9月30日までです。

現在、雇用保険では、東日本大震災による離職者に対して最大120日分延長して支給する特例措置を実施していますが、10月中旬から支給終了となる人が出始めます。

厚生労働省では、雇用保険の支給終了者に対しては、復興事業などによる雇用創出、雇用創出基金事業、被災者雇用開発助成金の活用によるハローワークにおけるマッチングなどによって、雇用の場を提供していくことが第一であると考えています。しかし、特に被害が大きく復興に時間を要する地域では、雇用保険の支給終了者が新たな職に就くことが難しいと想定されるため、今回の措置をとるものです。

措置の概要

雇用保険法の「広域延長給付」の要件に合致していることから、特に雇用情勢が厳しく就職が困難な地域として、被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域などを指定し、指定地域に居住し、広域的な求職も視野に入れた活動（※）を行う求職者に対し、給付期間の延長を行います。

※：地元での求職活動を優先する場合も対象

延長日数

90日

指定地域

被災3県の沿岸地域および原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村が対象

厚生労働省ホームページより

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001pgra.html>)

○岩手県

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、遠野市、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市

○宮城県

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、大郷町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市宮城野区、仙台市若林区、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

○福島県

新地町、相馬市、南相馬市、飯館村、川俣町、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、田村市、川内村、楡葉町、広野町、いわき市

指定期間

平成23年10月1日から平成24年9月30日まで

